

# 3年度国民健康保険税 納税通知書を発送します

3年度の国民健康保険税(国保税)納税通知書を7月12日(月)に発送します。

4月～4年3月の加入月数を計算した通知です。納付書や口座振替(普通徴収)、年金天引き(特別徴収)のいずれかでの納付となります。

◎普通徴収の納期は9回です  
納付書や口座振替(普通徴収)で納付する方は、原則、7月～4年3月の9回の納期になります(左表参照)。年度途中に7歳を迎える方は、後期高齢者医療保険料と重複して納付することになります。年金額の2分の1を超えない範囲で、介護保険料と国保税との合計が、後期高齢者医療保険料と重複して納付することになります。

◎特別徴収の対象になる方  
次の①～③のすべてに該当する場合は、国保税は特別徴収となります。(一部例外あり)  
①世帯主が国保の被保険者  
②世帯内の国保被保険者全員が65歳～74歳③特別徴収対象年金が年額18万円以上で、介護保険料と国保税との合計が、後期高齢者医療保険料と重複して納付することになります。

◎特別徴収の対象になる方  
次の①～③のすべてに該当する場合は、国保税は特別徴収となります。(一部例外あり)  
①世帯主が国保の被保険者  
②世帯内の国保被保険者全員が65歳～74歳③特別徴収対象年金が年額18万円以上で、介護保険料と国保税との合計が、後期高齢者医療保険料と重複して納付することになります。

区分	納期限
第1期	8月2日(月)
第2期	8月31日(火)
第3期	9月30日(木)
第4期	11月1日(月)
第5期	11月30日(火)
第6期	12月27日(月)
第7期	4年1月31日(月)
第8期	4年2月28日(月)
第9期※	4年3月25日(金)

※第9期は国民健康保険税のみ。

## 後期高齢者医療制度 3年度後期高齢者医療保険料の決定通知書兼納付(納入)通知書を発送します

後期高齢者医療制度は、75歳以上(障害認定を受けている方は65歳以上)の方が対象です。3年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書兼納付(納入)通知書を、7月12日(月)に発送します。

◎納付書や口座振替で納めていただく方(普通徴収)  
同通知書に同封の納付書で納めてください。納期は原則7月～4年2月の8回です(右表参照)。すでに口座振替を登録している方は、納期ごとに口座振替されます。

◎年金天引きで納めていただく方(特別徴収)  
特別徴収は年6回の年金支給月に介護保険料と同様に年金天引きされます。3年度の保険料を4月から仮徴収として年金天引きされている方は、年間保険料額から仮徴収額を差し引いた差額分を10月から年金天引きされる保険料額として通知します。

◎10月から年金天引きになる方  
普通徴収として第1期(8月2日)～第3期(9月30日)を納付書または口座振替で納め、4月～4年3月の加入月数を計算した通知です。納付書や口座振替(普通徴収)、年金天引き(特別徴収)のいずれかでの納付となります。

特別徴収から口座振替への納付方法変更  
納付方法を特別徴収から口座振替に変更することができません。希望の方は、保険年金課(市役所1階)で変更の届け出をお願いします。7月30日(金)までに手続きされると10月の特別徴収を中止し、10月末から口座振替での納付となります。8月2日(月)以降の手続きの場合は12月以降の特別徴収から中止となります。ただし、これまでの納付状況から、口座振替への変更が認められない場合があります。

【手続きに必要なもの】①被保険者証(本人確認のため)②持参ください③口座の届出印④口座振替依頼書または金融機関のキャッシュカード⑤手続きに暗証番号が必要となります。

◎国保税の軽減  
国保税は目的税であり、原則として納付が原則です。天引きによる納付が原則ですが、申し出により口座振替に変更することができます。変更を希望する方は、①口座番号が分かるもの(預金通帳またはキャッシュカード)②通帳届け出印③後期高齢者医療被保険者証(すでに後期高齢者医療保険料の口座振替を登録している方は③のみ)を持参の上、保険年金課高齢者医療係(市役所1階)で手続きをしてください。

詳しくは関係☎470・7846へ。

◎特別徴収から口座振替への納付方法変更  
納付方法を特別徴収から口座振替に変更することができません。希望の方は、保険年金課(市役所1階)で変更の届け出をお願いします。7月30日(金)までに手続きされると10月の特別徴収を中止し、10月末から口座振替での納付となります。8月2日(月)以降の手続きの場合は12月以降の特別徴収から中止となります。ただし、これまでの納付状況から、口座振替への変更が認められない場合があります。

【手続きに必要なもの】①被保険者証(本人確認のため)②持参ください③口座の届出印④口座振替依頼書または金融機関のキャッシュカード⑤手続きに暗証番号が必要となります。

◎国保税の軽減  
国保税は目的税であり、原則として納付が原則です。天引きによる納付が原則ですが、申し出により口座振替に変更することができます。変更を希望する方は、①口座番号が分かるもの(預金通帳またはキャッシュカード)②通帳届け出印③後期高齢者医療被保険者証(すでに後期高齢者医療保険料の口座振替を登録している方は③のみ)を持参の上、保険年金課高齢者医療係(市役所1階)で手続きをしてください。

詳しくは関係☎470・7846へ。

則、一般税のような非課税制度がありません。ただし、所得の少ない方も、応益割(均等割)の国保税を負担することから、軽減措置が設けられています。詳しくは納税通知書に同封するパンフレットをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響による減収に係る減免  
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、申請により減免が受けられることがあります。該当要件や所得状況などから算出した額が減免されます。

※この制度は3年度までの取り扱いです。2年度以前分については別途お問い合わせください。

【対象世帯】次のいずれかに該当する世帯  
①感染症により、主たる生計維持者が死亡したまたは重篤な傷病を負った世帯  
②感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の(一)～(三)のすべてに該当する世帯  
(一) 減免対象となる国保税3年度分(3年4月1日～4年3月31日)の納期限分の全部または一部  
(二) 減免額(対象世帯のうち、①に該当し、②に該当し、減免対象となる国保税額に所得による減免割合を乗じた額)が100万円以下  
(三) 収入等の所得以外の前年所得の合計が400万円以下

※事業収入等Ⅱ事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入(4種類)  
(注1) 審査には世帯の前年の収入の申告が必要です。未申告の場合、市役所課税課などで申告ください。

(注2) 年金収入のみの世帯は対象外です。  
(注3) 他制度による軽減・減免を受けている場合や所得状況などにより、本減免が適用されないことがあります。

【減免対象となる国保税】3年度分(3年4月1日～4年3月31日)の納期限分の全部または一部  
【減免額】対象世帯のうち、①に該当し、②に該当し、減免対象となる国保税額に所得による減免割合を乗じた額

【申請方法】感染症拡大防止のため、郵送での申請をお願いします。

▼郵送いただく書類①国民健康保険減免申請書(必要事項記入)②事業収入等申告書(必要事項記入)③世帯主(納税義務者)の身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証など)④収入の減少などを確認できる書類(診断書、給与明細書などの写しなど)⑤令和2年の確定申告書の控え・源泉徴収票の写しなど、収入や所得のわかる書類  
※①・②は市ホームページから取得できます。

▼宛先〒203-8555 市役所保険年金課国民健康保険係(封筒表面に減免申請書在中)と記入ください  
※提出された書類は返却しません。また、審査のため、結果通知等の送付にお時間をいただく場合があります。申請後でも、減免前の納税通知書が届く場合がありますので、その際はご容赦ください。

国保財政の健全な運営にご理解と協力をお願いします。詳しくは関係☎470・7733へ。

## 東久留米市勤労市民共済会 新規会員募集

東久留米市勤労市民共済会は、会費や補助金を主な財源として、中小企業勤労者、公共および公共的団体の嘱託職員や臨時職員、短時間労働者の皆さんに総合的な福利厚生サービスを提供することを目的とした公益的な団体です。月500円の会費で慶弔給付金や遊園地などの割引券購入をはじめ、さまざまなサービスが受けられます。

【内容】生活安定事業Ⅱ慶弔給付(祝い金・保険金・弔慰金)など健康維持・増進

事業Ⅱ人間ドック・健康診断の補助、インフルエンザ予防接種の補助など  
自己啓発・余暇活動支援事業Ⅱ講座などの受講料補助、国内旅行補助(宿泊、日帰り)、遊園地などのフリーパス割引券販売など  
生活支援事業Ⅱ生活用品などのあっせん

【対象】次の①～⑤のいずれかに該当する方。  
①市内中小企業の従業員と事業主②市内在住で市外の中小企業の従業員(企業所在市区町村に、勤労市民共済会と

## 介護のしごと入門研修に参加しませんか

本市の高齢者を互いに支えあう介護の仕事の基礎を学びませんか。研修最終日には、介護の仕事や働き方について、市内介護サービス事業所と相談できる「おしごと相談会」を開催します。

【日時】全7回。7月14日・21日・28日、8月4日・11日・18日・25日(おしごと相談会実施日)のいずれも水曜日午前十時～午後3時 ※終了申し込み時にお伝えください。

【費用】無料  
【定員】先着35人  
【その他】1歳以上の未就学児の保育あり。定員5人。申し込み時に申し込み書をお渡しします。

申し込みは、電話(03・5901・3061)、ファクス(03・5901・3062)または電子メール(✉:gotokyo@kagocenter.or.jp)で公益財団法人介護労働安定センター東京支部へ。詳しくは介護福祉課地域ケア係☎470・7777(内線2501～2503)へ。

※広報6月1日号に掲載しました同研修の記事の申し込みが先着です。おわびして訂正します。

## 介護保険負担割合を1斉更新します

現在、有効期限が7月31日までの「介護保険負担割合証(黄色)」をお持ちで、8月1日から引き続き交付対象となる方には、7月までに新しい「介護保険負担割合証(黄色)」を送付します。

8月1日以降に介護サービスを利用するときは、「介護保険被保険者証(緑色)」と新しい「介護保険負担割合証(黄色)」を送付します。

【交付対象】要介護(要支援)認定者および事業対象者  
【交付時期】毎年8月1日を基準として、前年の所得から判定します。

左図をご参照ください。詳しくは介護福祉課☎470・7750または☎470・7818へ。

判定方法  
65歳以上で本人が住民税課税  
はい  
本人の合計所得金額が  
160万円未満  
160万円以上220万円未満  
220万円以上  
年金収入+その他の合計所得金額が  
・単身で340万円以上  
または  
・65歳以上の方が2人以上いる世帯で463万円以上  
はい  
年金収入+その他の合計所得金額が  
・単身で280万円以上  
または  
・65歳以上の方が2人以上いる世帯で346万円以上  
はい  
1割負担  
2割負担  
3割負担

※40歳～64歳の方、住民税非課税の方、生活保護受給者は、上記にかかわらず1割負担です。  
※令和3年度から施行された税制改正に伴い、負担割合の判定に用いる合計所得金額、その他の合計所得金額の計算方法に変更がありました。詳細は8月1日から使用する新しい介護保険負担割合証(黄色)を参照ください。